

## 訪問看護契約書

( ) 様 (以下「利用者」と略します。) と訪問看護ステーションひとつなぎ (以下「事業者」と略します。) は、事業者が提供するサービスの利用等について、以下のとおり契約を締結します。

### (サービス契約の目的)

第1条 事業者は介護保険法等の関係法令及びこの契約書に従い、利用者に対して可能な限り居宅においてその有する能力や状態に応じて、安定した療養生活が送れるよう、かかりつけ医師の指示により訪問看護サービスを提供し、利用者は事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

### (契約期間)

第2条 この契約期間は以下の通りとします。

年 月 日～ 年 月 日

2 上記の契約期間満了日の14日前までに甲から契約更新しない旨の申し出がない場合、本契約は自動的に更新されるものとします。

### (訪問看護計画の作成及び変更)

第3条 事業者は、利用者の日常生活全般の状況、心身の状況及び希望を踏まえ、「居宅サービス計画」に沿って「訪問看護計画書」を作成します。事業者はこの「訪問看護計画」の内容を利用者及び家族に説明します。

2 事業者は、計画実施状況の把握を適切に行い、一定期間ごとに、目的達成の状況等を記載した記録を作成し、利用者説明します。

### (提供するサービスの内容及びその変更)

第4条 利用者はいつでも訪問看護サービスの内容を変更するよう申し出ることができません。この申し出があった場合、第1条に規定する契約の目的に反するなど変更を拒む理由がない限り、速やかに訪問看護サービスの内容を変更します。

2 事業者は利用者が訪問看護サービス計画 (又は介護予防サービス計画) の変更を希望する場合は、速やかに介護支援専門員に連絡するなど必要な援助を行います。

3 事業者は、提供するサービスのうち、介護保険の適用を受けないものがある場合には、そのサービスの内容及び利用料を具体的に説明し、利用者の同意を得ます。

(利用料の支払い)

第5条 利用者は、サービスの対価として、別紙契約書に定める利用単位毎の料金をもとに計算された月毎の合計金額を支払います。

2 事業者は、当月の料金の合計額を請求書に明細を付して、翌月初めまでに利用者に送付します。

3 利用者は、当月の料金の合計額を翌月20日までに支払います。

4 事業者は、利用者から料金の支払いを受けた時は、利用者に対し、領収書を発行します。

(利用料金の滞納)

第6条 利用者が正当な理由なく事業者に支払うべき利用者負担金を3カ月分以上滞納した場合には、事業者は利用者に対し、1カ月以上の期間を定めて、期間内に滞納額の全額の支払いがないときは、この契約を解除する旨の催告をすることができます。

2 事業者は、前項の催告をした場合には、担当の介護支援専門員（又は地域包括支援センター）及び利用者が住所を有する市町村等と連絡を取り、解約後も利用者の健康や生命に支障がないよう、必要な措置を講じます。

3 事業者は、前項の措置を講じた上で、利用者が第1項の期間内に滞納額の支払いをしなかったときは、文書をもって本契約を解約することができます。

(利用者の解約権)

第7条 利用者は、14日以上予告期間を設けることにより、事業者に対しいつでもこの契約の解約を申し出ることができます。この場合、予告期間満了日に契約は解約されます。ただし、利用者は病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合はその限りではありません。

2 利用者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の規定にかかわらず、予告期間を設けることなく直ちにこの契約を解約できます。

一 事業者が、正当な理由なく本契約に定めるサービスを提供せず、利用者の請求にもかかわらず、これを提供しようとしない場合

二 事業者が、第11条に定める守秘義務に違反した場合

三 事業者が、利用者の身体・財産・名誉等を傷つけ、または著しい不信行為を行うなど、本契約を継続しがたい重大な事由が認められる場合

(事業者の解約権)

第8条 事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、文書により2週間以上の予告期間をもって、この契約を解約することができます。

一 利用者が、故意または重大な過失により事業者の生命・身体・財物・信用を傷つけることなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせ、その状況の改善が見込めな

い場合

二 利用者が事業者の通常の事業の実施地域外へ転居し、事業者においてサービス提供の継続が困難であると見込まれる場合

三 利用者の都合によりサービス提供が3か月滞った場合

2 事業者は、前項によりこの契約を解約する場合には、担当の介護支援専門員（又は地域包括支援センター）及び必要に応じて利用者が住所を有する市町村等に連絡を取り、解約後も利用者の健康や生命に支障がないよう、必要な処置を講じます。

（契約の終了）

第9条 次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約は終了します。

一 第2条第2項に基づき、利用者から契約更新しない旨の申し出があり、契約期間が満了した場合

二 第7条第1項に基づき、利用者から解約の意思表示がなされ、予告期間が満了した場合

三 第7条第2項に基づき、利用者からの解約の意思表示がなされた場合

四 第6条に基づき、事業者から解約の意思表示がなされた場合

五 第8条に基づき、事業者から解約の意思表示がなされ、予告期間が満了した場合

六 利用者が介護保険施設へ入所した場合

七 利用者の要介護認定区分が自立と認定された場合

八 利用者が死亡した場合

（損害賠償）

第10条 事業者は、サービス提供にあたり、利用者又は利用者の家族の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、速やかに利用者又は利用者の家族に対して損害を賠償します。ただし、当該損害について事業者の責任を問えない場合はこの限りではありません。

2 利用者又は利用者の家族に重大な過失がある場合、賠償額を減額することができます。

（守秘義務）

第11条 事業者及び事業者の従業者は、サービス提供にあたって知り得た利用者又は利用者の家族の秘密及び個人情報について、正当な理由がない限り、契約中及び契約終了後においても、第三者には漏らしません。

2 事業者は、事業者の従業者が退職後、在職中に知り得た利用者又は利用者の家族の秘密及び個人情報を漏らすことがないよう必要な処置を講じます。

3 事業者は、利用者及び利用者の家族の個人情報について、利用者の居宅サービス計画（又は介護予防サービス計画）立案のためのサービス担当者会議並びに介護支援専門員（又は地域包括支援センター）及び居宅サービス事業者（又は介護予防サービス事業者）との連絡調整において必要な場合に限り、必要最小限の範囲内で使用します。

(苦情処理)

第12条 利用者又は利用者の家族は、提供されたサービスに苦情がある場合は、「契約書別紙」に記載された事業者の相談窓口及び関係機関に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。

2 事業者は、提供したサービスについて、利用者又は利用者家族から苦情申し立てがあった場合は、迅速かつ適切に対処し、サービスの向上及び改善に努めます。

3 事業者は、利用者が苦情申し立てを行った場合、これを理由としていかなる不利益な扱いもいたしません。

(サービス内容等の記録の作成及び保存)

第13条 事業者は、サービスの提供に関する記録を整備し、完結の日から5年間保存します。

2 利用者及び利用者の後見人（必要に応じ利用者の家族を含む）は、事業者に対し、いつでも前項の記録の閲覧及び複写を求めることができます。ただし、複写に際しては、事業者は利用者に対して、実費相当額を請求できるものとします。

(契約外条項)

第14条 本契約に定めのない事項については、介護保険法その他関係法令の定めるところを尊重し、利用者及び事業者の協議により定めます。

以上のとおり、居宅介護サービス（又は介護予防サービス）に関する契約を締結します。上記契約を証明するため、本書2通を作成し、利用者及び事業者の双方が記名・押印の上、それぞれ1部ずつ保有します。

年 月 日

(利用者) 私は、この契約内容に同意し、サービスの利用を申し込みます。

また、第11条第3項に定める利用者の個人情報の使用について同意します。

利用者 住 所

氏 名

印

(代理人) 私は、利用者本人の契約の意思を確認の上、本人に代わり、上記署名行いました。

署名代行者 住 所

氏 名

印

本人との続柄

(事業者) 私は、利用者の申し込みを受諾し、この契約書に定める各種サービスを、誠実に責任をもって行います。

事業者 住 所

熊本県八代市上片町896-7

事業者名

合同会社 Seed leaf

代表社員

八田 慶太

印